

# 公民館利用者の皆さんへ

# 公民館使用料金改定のお知らせ

## ～令和5年4月から料金等の改定を行います～

市では、「利用と負担の公正性の確保」を目的に、施設使用料等の見直しを定期的に行っています。定期的な見直しでは、これまでの見直しと同様、統一的な算定基準により、現状の維持管理経費等を基に再算定し、適切な料金への改定等を行います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◎新料金の適用時期

令和5年4月1日以後の申請分から

### ◎改定内容

#### 1. 【使用料金】

午前、午後及び夜間の各室の使用料金を下記のとおり変更します。

〈令和5年3月31日までの申請分〉

室名	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～22時
大会議室・大ホール	1,150 (550)	1,150 (550)	1,450 (700)
会議室等	400 (200)	400 (200)	450 (200)
和室	400 (200)	400 (200)	450 (200)
実習室	600 (300)	600 (300)	700 (350)

※下段の（ ）は高校生以下の団体使用料

〈令和5年4月1日以後の申請分〉

室名	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～22時
大会議室・大ホール	1,300 (650)	1,300 (650)	1,650 (800)
会議室等	450 (200)	450 (200)	500 (250)
和室	450 (200)	450 (200)	550 (250)
実習室	700 (350)	700 (350)	750 (350)

※下段の（ ）は高校生以下の団体使用料

改定

※令和5年4月1日以後の利用であっても、令和5年3月31日までに申請された使用料は、現行料金が適用されます。

※令和5年3月20日から31日までの令和5年7月分の抽選申込は、4月2日以降の利用の確定をもって予約申請となるため、新料金が適用されます。

※令和5年4月1日以後の利用日等の変更申請であっても、令和5年3月31日までに最初の利用申請があったものについては、現行料金が適用されます。

### 【問い合わせ先】

茨木市教育委員会教育総務部社会教育振興課公民館係(中央公民館) TEL622-1256(火曜日は休館)